

Kubota

クボタ建設機械総合補償制度

動産総合保険・施設所有（管理）者賠償責任保険

建設機械にかかわるリスクを幅広くカバー！

電氣的・機械的な故障損害にも対応！



ニーズに合わせて
選べる
3つのプラン♪

クボタ総合保険サービス株式会社

保険金をお支払いする主な事故

プレミアムプラン 充実補償のおすすめプランです。

スタンダードプラン 必要な補償を揃えたベーシックなプランです。

エコノミープラン 基本リスクを補償するシンプルなプランです。

火災、落雷、破裂・爆発

- 例) ● 工事現場で火災事故が起こり、建設機械が全損となった。
● 建設作業中に落雷によって建設機械が損傷した。



盗難

- 例) ● 倉庫に保管していた建設機械が何者かに盗難された。
● 盗難未遂により建設機械の一部が損傷した。



運送中の事故

- 例) ● 運搬用トレーラーからの降荷中に落下し、ショベルを破損した。
● 運送中に運搬用トレーラーが横転し建設機械が破損した。



風災

- 例) ● 強風に煽られ建設機械が横転した。



水災

- 例) ● 洪水により建設機械が破損した。



重要

建設作業中の破損事故

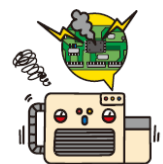
- 例) ● 建設機械が用水路に転落し、キャabinを破損した。
● ブームでつり下げ中、バランスをくずし横転、建設機械が大破した。



重要

電氣的・機械的事故

- 例) ● 建設機械のエンジン部分がショートし故障した。
● 建設作業中、ボルトがゆるみ故障した。



基本契約 (動産総合保険)

対象となる建設機械

1 台当たりの購入価格が50万円以上、機体の特定が可能な建設機械、かつ日本国内で使用するもの。
(ミニバックホー、ホイールローダ、キャリア、油圧ショベル 等)

ただし、道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長（東京都特別区の場合は都知事）交付の標識を受けた建設機械は対象外です。

保険金額について

保険金額（保険価額）は建設機械の購入日、購入価格により下表の算式で算出します。

| 経過年度 | 算式 | 経過年度 | 算式 |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 購入初年度 | 購入価格×100% | 6年度目 | 購入価格× 25% |
| 2年度目 | 購入価格× 82% | 7年度目 | 購入価格× 20% |
| 3年度目 | 購入価格× 64% | 8年度目 | 購入価格× 16% |
| 4年度目 | 購入価格× 46% | 9年度目 | 購入価格× 13% |
| 5年度目 | 購入価格× 30% | 10年度目 | 購入価格× 10% |

※保険金額は10万円単位とし、万円位を四捨五入してください。

自己負担金額・免責金額

- 火災、落雷、破裂・爆発および全損事故の場合 … 自己負担なし。
- 全損以外の盗難事故の場合 … 損害額の20%を自己負担いただきます。
- 上記以外の事故 … 3万円を自己負担いただきます。

保険期間

1年間



保険料

| | | |
|-----------|---|-----------------|
| エコミープラン | ▶ | 保険金額1万円当たり 80円 |
| スタンダードプラン | ▶ | 保険金額1万円当たり 180円 |
| プレミアムプラン | ▶ | 保険金額1万円当たり 280円 |

※最低保険料は 5,000円です。

ご契約例) 300万円の建設機械を購入し、購入と同時にスタンダードプランをご契約の場合。
年間保険料 = 180円 × 300 (万円) = 54,000円

保険金をお支払いする主な場合

貴社の建設機械に起因するさまざまな損害賠償リスクを補償します。

貴社が所有、使用もしくは管理している建設機械(注)の管理の不備、または貴社もしくは貴社の従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を 損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (損害賠償金や争訟費用等) に対して、保険金をお支払いします。

(注) 建設機械とは、2 ページの「対象となる建設機械」をいいます。

<お支払いの対象となる事故例>



ショベルを旋回中に通行人にケガを負わせた。



建設機械を使用中に外部業者の車両を破損させた。



建設機械を使用中に現場に隣接する家屋を破損させた。

支払限度額・自己負担金額

● 支払限度額

| | | |
|------|---------|---------|
| 身体障害 | 1 名につき | 1億円 |
| | 1 事故につき | 3億円 |
| 財物損壊 | 1 事故につき | 1,000万円 |

● 自己負担金額 (免責金額)

自己負担金額はありません。(0円)

保険期間

1 年間

保険料

1 台当たり 20,000円

※建設機械の機種を問わず保険料は1台当たり20,000円です。



**ご注意
ください**

**オプションプランのみをご契約いただくことはできません。
必ず基本契約とセットでご加入いただきます。**

ご契約にあたって

ご契約方法

【新規契約の場合】

「クボタ建設機械総合補償制度」申込予約票を、クボタ総合保険サービス株式会社にFAXください。予約票到着後、詳しいご案内および正式な保険申込書・口座振替依頼書をお送りいたします。保険始期日まで正式な契約手続を完了する必要がありますので、余裕を持ってお申し込みください。お急ぎの場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

【継続契約の場合】

現在のご契約の満期日前に取扱代理店よりご継続の保険申込書および口座振替依頼書をお送りいたしますので、所定の欄へご記入・押印のうえご返送ください。保険料のお支払方法は原則として口座振替となります。

事故発生時のお願い

【ご連絡先について】

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、三井住友海上の事故受付センターまたは取扱代理店にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認
- ③ 盗難事故の場合、警察に連絡
- ④ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料) へ

【示談交渉について】

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

ご注意いただきたい点

- 保険契約者と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この「クボタ建設機械総合補償制度」は、制度全体の損害率等によって、保険料・補償内容が変更となる可能性があります。
- この「クボタ建設機械総合補償制度のご案内」は保険の特徴を説明したものです。詳細は動産総合保険・施設所有（管理）者賠償責任保険の商品パンフレットをご覧ください。
- この「クボタ建設機械総合補償制度」では、当制度運営の事務に精通している三井住友海上火災保険株式会社の商品をご案内しております。

基本契約 動産総合保険 保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする主な場合

保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件はセットされる特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 部品等の単独破損損害
(ガラス部品、バケツ、シヨベル等の歯または爪、油圧ハンマーなど)
- 直接であると間接であるとを問わず戦争、暴動による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 詐欺・横領によって生じた損害
- 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害
- 汚損・擦損その他単なる外観のみの損傷であり、保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損害
- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失に起因する損害

等

お支払する保険金等

次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または保険価額（注1）のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害の額 (注2)} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額 (注3)}}{\text{保険価額}}$$

(注1) 保険価額とは、損害の生じた地および時における保険の対象の価額※1をいいます。

※1 保険の対象の価額

再調達価額※2から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額※3を差し引いた額をいいます。

※2 再調達価額

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

※3 減価額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

※4 再作成または再取得するのに要する額

再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。

(注2) 損害の額は保険価額に基づいて算出します。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式※1によって算出した額とします。

$$\text{損害の額} = \text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある} \\ \text{が増加した場合はその増加額} \times 2 \quad \text{場合は、その価額}$$

※1 算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

※2 増加額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

| | |
|--------------|---|
| 損害保険金 | <p>次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または保険価額（注1）のいずれか低い額を限度とします。</p> $\text{損害保険金} = (\text{損害の額 (注2)} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額 (注3)}}{\text{保険価額}}$ <p>(注1) 保険価額とは、損害の生じた地および時における保険の対象の価額※1をいいます。</p> <p>※1 保険の対象の価額 再調達価額※2から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額※3を差し引いた額をいいます。</p> <p>※2 再調達価額 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>※3 減価額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。</p> <p>※4 再作成または再取得するのに要する額 再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。</p> <p>(注2) 損害の額は保険価額に基づいて算出します。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式※1によって算出した額とします。</p> $\text{損害の額} = \text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある} \\ \text{が増加した場合はその増加額} \times 2 \quad \text{場合は、その価額}$ <p>※1 算式 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。</p> <p>※2 増加額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。</p> <p>(注3) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。</p> |
| 残存物取片づけ費用保険金 | 実費（損害保険金×10%が限度）をお支払いします。 |
| 修理付帯費用保険金 | 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 ^(注) （1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度）をお支払いします。（注）代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。 |
| 損害防止費用 | 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします（ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。）。 |
| 権利保全行使費用 | 引受保険会社が取得する権利 ^(注) の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。（注）損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。 |

保険金をお支払いする主な場合

貴社（被保険者）が所有、使用もしくは管理している建設機械(注)の管理の不備、または貴社もしくは貴社の従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

（注）建設機械とは、2ページの「対象となる建設機械」をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 被保険者が建設機械を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 仕事の終了（注1）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が建設機械の使用に伴い発生した次のいずれかに該当する偶然な事由について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ① 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊
 - ② 土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物（注2）・その収容物もしくは土地の損壊
 - ③ 地下水の増減

（注1）仕事の終了とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

（注2）構築物には基礎および付属物を含みます。

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

万一、事故が起こった場合は

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料) へ

お問い合わせ先

【取扱代理店】

クボタ総合保険サービス株式会社

本社 〒556-8601 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
TEL 06-6648-3722 FAX 06-6648-3729

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
関西企業営業第四部第一課
〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1
TEL 06-6233-1504 FAX 06-6233-1254